

(最終改正)

畜産第383号

令和3年(2021年)5月14日

北海道口蹄疫防疫対応マニュアル

北海道

本マニュアルで使用する主な略称及び用語

1 関係法令等

- 家伝法 : 家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）
- 施行規則 : 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）
- 飼養衛生管理基準 : 家畜伝染病予防法に基づき家畜（牛、めん羊、山羊、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏その他家きん、馬）の所有者が疾病の発生を予防するため遵守すべき飼養管理方法に関する基準（平成23年10月1日農林水産大臣公表）
- 防疫指針 : 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき農林水産大臣が作成・公表する特定家畜伝染病防疫指針
- * 平成30年12月27日時点、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫、牛伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて公表済み。
 - * 原則として口蹄疫に係るもの。

2 国や道などの機関

- 動衛課 : 農林水産省消費・安全局動物衛生課
- 動物衛生研究部門 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
- 畜産振興課 : 北海道農政部生産振興局畜産振興課
- （総合）振興局 : 知事の権限に属する事務を分掌する機関で全道14カ所に設置
- 家保 : 家畜保健衛生所
- 本庁指揮室 : 本庁対策本部指揮室（見出し、ヘッダー、目次を除きマニュアル中では対策本部を省略して記載）
- （総合）振興局指揮室 : （総合）振興局対策本部指揮室（見出し、ヘッダー、目次を除きマニュアル中では対策本部を省略して記載）

3 その他疾病に関する用語等

本文中に特段の注釈がない場合、本マニュアルに関連する用語が示す意味等は次のとおりとする。

疫学関連農場	: 発生農場と防疫指針に規定される疫学的関連が確認された農場
海外悪性伝染病	: 国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する越境性動物疾病をはじめとした家畜の悪性伝染病
家畜	: 牛、水牛、豚、いのしし（豚との交雑種を含む）、鹿、めん羊、山羊。なお、飼養されているものに限る。
飼養者	: 家畜の所有者及び管理者
家畜飼養農場	: 家畜を飼養するための農場、展示等を行う施設を含む
患畜等	: 患畜及び疑似患畜
家畜防疫員	: 家伝法第53条に基づき、同法に規定する事務に従事させるため、都道府県知事が、原則として当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。
消毒ポイント	: 家伝法第28条の2に基づき防疫指針の規定により都道府県知事が設置する車両用の消毒設備
ストックポイント	: 緊急防疫資材ストックポイント
畜舎	: いわゆる牛舎、豚舎、鶏舎ほか家畜等を飼養するために収容する構造物
畜舎等	: いわゆる牛舎、豚舎、鶏舎ほか家畜等を飼養するために収容する構造物及びその付帯施設（飼料タンク、堆肥舎等）
特定症状	: 家伝法第13条の2に規定される口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑い、届出が義務づけられている症状
発生農場	: 患畜等が確認された農場
防疫ライン	: 汚染エリアと清浄エリアの境界として設定するもの
防疫地図システム	: 北海道家畜防疫地図システム
防疫作業員	: 防疫作業に従事する者
野生鳥獣	: 野鳥を含む野生動物
移動制限等	: 移動制限及び搬出制限
排せつ物等	: 汚水、排せつ物、又はこれらを多く含む敷料であって発酵消毒を行う前のもの
堆肥等	: 飼料、敷料、排せつ物等を発酵消毒したもの

目 次

第1部 総説

I	制定の経過等	01-1
II	マニュアルの周知と継続的な見直し	01-1
III	発生の予防	01-1
IV	発生時の対応	01-3
V	初動対応及び連絡体制	01-6

第2部 各論（防疫作業）

I	立入・疫学調査係	02-001-1
II	本庁対策本部指揮室	02-002-1
1	総括班長（食安局長・次長）	02-002-1
2	防疫班	02-002-2
(1)	班長（家畜衛生担当課長）	02-002-2
(2)	班を構成する係	02-002-3
(3)	防疫対策係（畜産振興課家畜衛生係）	02-002-3
(4)	埋却支援係（事業調整課）	02-002-4
3	防疫支援班	02-002-5
(1)	班長（畜産振興課長）	02-002-5
(2)	班を構成する係	02-002-6
(3)	防疫支援係（畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係）	02-002-6
(4)	集合施設運営支援係（技術普及課）	02-002-7
(5)	消毒ポイント支援係（畜産振興課畜産環境係）	02-002-8
(6)	健康管理係（人事局職員厚生課）	02-002-9
4	調整班	02-002-10
(1)	班長（農政課長）	02-002-10
(2)	班を構成する係	02-002-10
(3)	企画・総務係（農政課、人事局人事課）	02-002-11
(4)	関係機関調整係（食品政策課）	02-002-12
(5)	災害派遣調整係（危機対策局危機対策課）	02-002-13
III	（総合）振興局対策本部	02-003-1
1	総務課	02-003-1
2	地域政策課	02-003-2
3	環境生活課	02-003-5
4	社会福祉課	02-003-7
5	生活衛生課及び食肉衛生検査所	02-003-8
6	商工労働観光課	02-003-10
7	建設管理部	02-003-11
8	教育局	02-003-12
9	農業改良普及センター	02-003-13
10	（総合）振興局対策本部運営上の留意事項	02-003-14

IV	(総合) 振興局対策本部指揮室	02-101
1	農場防疫班	02-101
	(1) 先遣隊 (計画)	02-101
	(2) 先遣隊 (受入)	02-102
	(3) 農場統括係	02-103
	(4) 連絡調整係	02-104
	(5) 撮影係	02-105
	(6) 現地受入係	02-106
	(7) 資機材管理係	02-107
	(8) 通行遮断係	02-108
	(9) 原因究明係	02-109
	(10) 評価係	02-110
	(11) 殺処分係	02-111
	(12) 清掃・消毒係	02-112
	(13) 埋却係	02-113
2	防疫支援班	02-201
	(1) 集合施設運営係	02-201
	(2) 資機材調達・管理係	02-202
	(3) 運搬係	02-203
	(4) 健康管理係	02-204
	(5) 消毒ポイント係	02-205
	(6) 連絡調整係	02-206
	(7) 食事係	02-207
3	総括・調整班	02-301
	(1) 連絡調整係	02-301
	(2) 動員・班編制係	02-302
	(3) 輸送・宿泊・食事係	02-303
	(4) 資機材調達係	02-304
	(5) 広報・記録係	02-305
	(6) 自衛隊連携係	02-306
4	周辺農場防疫班	02-401
5	防疫作業員への留意事項	02-501

第 1 部

総 説

I 制定の経過等

北海道における口蹄疫の予防及び発生時の防疫措置については、口蹄疫防疫対応マニュアル（平成28年10月3日付け畜産第199号）に基づき対応してきた。

平成30年12月、北海道家畜伝染病防疫対策要綱（平成30年12月27日付け畜産第1915号）において、北海道における口蹄疫等の海外悪性伝染病の予防及び発生時の体制を規定するとともに、令和元年9月、国の定める口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針が改正されたことから、口蹄疫防疫対応マニュアルを全面改正する。

II マニュアルの周知と継続的な見直し

本マニュアルを実効性のあるものとするため、警戒本部等を通じて関係部局等で共有するとともに、研修・訓練等を通じて周知と理解を深める。

なお、組織機構改正、防疫指針の変更等があった場合や、本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに全道で実施している防疫演習等での検証により新たに課題が生じた場合には、随時見直すこととする。

III 発生の予防

要綱に基づく予防のための啓発、指導等に加え、特に口蹄疫にあたっては次のとおり発生の予防に努めることとする。

1 飼養衛生管理基準遵守確認のための立入検査及び臨床検査

家保所長が口蹄疫等の侵入リスクが高いと想定する農場及び豚飼養農場については1年に1回以上の立入検査、その他の農場については、概ね3年に1回の立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び臨床検査を実施する（家伝法第51条）。

なお、牛、めん羊、山羊飼養農場における立入検査においては、口蹄疫発生時の防疫作業にかかる情報についての事前調査を実施することとし、家保及び振興局農務課は、調査した農場情報を精査・整理し防疫計画とする。

<事前調査事項>

偶蹄類家畜の飼養状況及び管理状況

農場平面図

殺処分作業従事人数

（施設数、畜種又は飼養頭数に対する係数として設定）

処理を要する汚染物品量

（施設数、畜種又は飼養頭数に対する係数として設定）

※ 口蹄疫疑い事例が発生した際は、先遣隊が上記情報を精査した上で別途定める様式にとりまとめ、北海道口蹄疫対策本部において防疫計画として決定する。

2 輸移入家畜を導入する場合における措置

家保は、輸移入家畜の着地検査実施要領（平成3年7月1日付酪畜第655号）」に基づき、着地検査を実施し、輸移入家畜による口蹄疫等の侵入を未然に防止する。

3 その他の留意事項

(1) 食品循環資源使用農場の指導等に係る留意事項

1により実施する飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のための立入検査にあつては、偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さの給与の有無、予定若しくはその使用方法を十分に調査、記録し、必要に応じた指導を実施する。

(2) 本病に関する知識の普及等に係る留意事項

家保及び畜産振興課は、教育活動、広報活動等を通じた本病の特性に関する知識の普及を行い、家畜の飼養者や関係団体等に対し、本病防疫の理解を深めるよう努めるとともに、本病に対する防疫措置が円滑かつ的確に講じられるよう配慮するものとする。

また、外国人を雇用する農場の情報把握に努め、外国人の従業員等に対する動物検疫に係る知識の伝達に努めるよう農場の責任者に助言、指導等を行う。

IV 発生時の対応

発生時においては、防疫指針に基づき、家伝法の規定により次のとおり対応する（対応終了に至る概要は図1のとおり）。

1 異常家畜の届出

偶蹄類家畜の飼養者は、飼養家畜に異状を認めた場合は、家保へ届け出る。

2 立入検査

届出を受けた家保は農場に立入り、臨床検査を行い、異常家畜を含めた飼養家畜における特定症状の有無を確認する。

なお、家畜に水疱などの特定症状が確認された場合は、異常家畜の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、必要に応じて、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキットを使用する。なお、同キットは初発農場においては、診断根拠としては用いられない。

家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場等から症状等に関する報告、撮影した写真及び抗原検出キットを使用した場合はその結果を畜産振興課を通し動衛課に報告する。

3 検査材料の送付と対策本部の設置

報告を踏まえ、農林水産省が検体の提出を求めた場合を口蹄疫の疑い事例とし、検査材料を動物衛生研究部門に送付するとともに、本庁及び（総合）振興局に指揮室並びに対策本部を設置する。

なお、動物衛生研究部門に検体を送付した場合であっても、農林水産省が指針第

3-7による経過措置と判断した場合は、指揮室並びに対策本部の設置は行わず、経過観察終了（最長2週間）までの間、連絡体制を維持することとする。

4 防疫計画（案）の作成

口蹄疫を疑う事例が発生した場合は、精密検査を進めるとともに、先遣隊による農場情報の精査を踏まえ、家保及び（総合）振興局は、家畜の殺処分、死体・汚染物品等の処理方法などを別途定める様式にとりまとめ、本庁の対策本部で防疫計画として決定する。

5 防疫措置

病変部位の写真、疫学情報や遺伝子検査結果等から、国が患畜と決定した場合は、道及び関係機関は一丸となって当該農場に係る防疫計画等に基づき防疫措置を行う。防疫措置は、家畜・物品等の移動を制限しながら、発生農場、制限区域及び疫学関連農場の防疫を同時に進める。発生農場の防疫措置の完了後、他の家畜飼養農場での発生がなければ制限区域を解除し防疫措置を終了する。

(1) 発生農場

発生農場においては、通行や家畜・物品等の移動を遮断し、当該農場で飼養される家畜の殺処分、家畜の死体・汚染物品の処分（焼却・埋却・消毒等）、農場内の消毒を実施する。

患畜決定後、患畜が確認された畜舎の防疫措置に着手、最優先で原則24時間以内に殺処分を完了させる。殺処分作業は、リスクの高い畜舎、群から進め、農場内のウイルスのまん延を防止する。埋却地についても掘削を開始し、殺処分した家畜を順次埋却する。埋却後、汚染物品の処理（埋却等）、畜舎等の消毒を行う。

なお、殺処分後の死体の埋却地への移動、漏出物の流出防止等において支障がない限り、殺処分は埋却地の掘削を待たずに開始する。

(2) 制限区域

発生農場を中心に移動制限区域（半径10km以内）及び搬出制限区域（半径10～20km）を設定する。家畜防疫員は、制限区域内の家畜飼養農場において、発生状況確認検査や清浄性確認検査を実施する。また、畜産関係車両等については、道が設置した消毒ポイントにおいて車両の消毒を行い、ウイルスのまん延を防止する。

(3) 移動制限の対象

ア 生きた家畜

イ 発生農場及び発生農場から1km以内の区域にある農場で搾乳された生乳（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く）

ウ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵

（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

エ 家畜の死体

オ 家畜の排せつ物等

カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

6 疫学関連農場

発生農場での疫学調査から関連のある家畜の飼養農場が特定された場合は、移動制限を行うとともに、臨床検査並びに飼養家畜の検査など浸潤状況の確認を行う。

なお、疫学関連農場については、防疫指針に基づき、発生農場で家畜の飼養管理を行う者、発生農場を出入した人・車両、発生農場の家畜との接触等に係る調査結果を踏まえ、動衛課との協議を経て決定する。

7 農場防疫措置の完了

農場防疫措置の完了は、患畜等の殺処分や埋却、汚染物品の処理、畜舎等の消毒終了後、家保所長が防疫措置の確認を行い、本庁及び（総合）振興局指揮室と協議の上、（総合）振興局対策本部長が判断し、本庁対策本部長にその旨報告する。

8 防疫措置の終了

防疫措置の終了は、農場防疫措置完了後2回の畜舎の消毒、制限区域及び疫学関連農場の清浄性が確認された場合に、本庁及び（総合）振興局指揮室と協議の上、（総合）振興局対策本部長が判断し、本庁対策本部長に報告する。

9 農場の経営再開

家保は、経営再開に向けて、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査で、清掃、消毒などの確認を行うとともに、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行い、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。

また、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行うとともに、移動制限区域解除後、少なくとも3か月間、立入による臨床検査を行い、監視を継続する。

さらに、関係部局と連携し、殺処分した家畜や汚染物品などの手当金の支払いや相談、経営資金についての相談を受け、農場の再開に向けたサポートを行う。

10 その他

(1) 予防的殺処分

発生農場における消毒、殺処分等のまん延防止措置だけでは口蹄疫のまん延を防止できない場合に限り、農林水産大臣は一定の範囲を定め、患畜等以外の家畜の殺処分を実施する地域及び家畜を指定する旨、家伝法に規定されている。

予防的殺処分とこれに際した防疫措置については、地域及び家畜の指定にあわせ、農林水産省が定める緊急防疫指針に基づき実施することとなる。

(2) ワクチン

現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、(1)の予防的殺処分の必要が生じた場合、指定家畜の処分を行うまでの間の排出ウイルス量低減等の目的以外の使用は想定されていない。

口蹄疫の防疫対応について

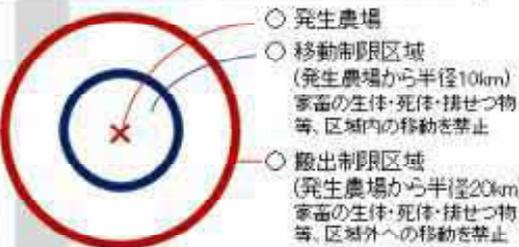
発生農場の防疫		制限区域の防疫	
通行制限 ○ 取り付け道路等の通行制限 ○ 発生場所のバイオセキュリティの確保 患者・疑似患者の殺処分  ○ 薬殺、電殺、炭酸ガス(子豚)等 汚染物品処理  埋却  ○ 埋却、発酵消毒、一定期間封じ込め等  消毒(1回目)  ○ 消毒薬噴霧、消石灰散布 	 移動制限区域等の設定  ○ 発生農場 ○ 移動制限区域 (発生農場から半径10km) 家畜の生体・死体・排せつ物等、区域内の移動を禁止 ○ 搬出制限区域 (発生農場から半径20km) 家畜の生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止 消毒ポイントの設置  		
農場防疫措置完了 約1週間後 消毒(2回目) 約1週間後 消毒(3回目)  	発生状況確認検査 ① ただちに、移動制限区域内の全農場に電話により異状の有無を確認 ② 半径1km円内の全農場、移動制限区域内の大規模農場の立入検査、(臨床検査、抗体検査、抗原検査) ③ ②の検査に続いて、移動制限区域内の全農場の立入検査(臨床検査) ④ ②を実施した農場は除く * 立入検査の対象は牛、6頭以上の豚・いのしし・めん山羊を飼養する農場 発生状況確認検査陰性 清浄性確認検査 ○ 発生農場の防疫措置完了から10日経過後 ○ 移動制限区域の全農場(牛、6頭以上の豚・いのしし・めん山羊)に立入検査 ○ 臨床検査、抗体検査 清浄性確認検査陰性 移動制限区域(半径10km)解除 搬出制限区域(半径10~20km)解除 ○ 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性 ○ 農林水産省との協議を経て解除		
制限区域を含めた防疫措置の終了			

図1 口蹄疫の防疫措置

V 初動対応及び連絡体制

異常家畜の届出を受けた後、防疫措置開始までは次の段階を経て初動対応を実施する。

なお、各段階において想定される各関係者の対応案を表1に示す。

1 家畜の所有者等から口蹄疫を疑う届出を受理した場合、又は、家保の立入検査の結果、特定症状を確認した場合（Stage 1）

(1) 届出内容・立入検査結果の情報伝達

家畜の所有者等から家保に異常家畜の届出があった場合、又は、家保の立入検査の結果、特定症状が存在することを確認した場合、家保、農務課及び畜産振興課は関係部局に迅速に情報を伝達し、初動体制の準備を進める。

(2) 病変部画像・疫学情報等を国へ提出

家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場等から症状等に関する報告、撮影した写真及び抗原検出キットを使用した場合はその結果を家保を通じて畜産振興課に報告する。畜産振興課は、必要なデータを取りまとめ動衛課へ提出する。

(3) 初動防疫実施に向けた準備

家保、農務課及び畜産振興課は、当該農場の防疫計画（案）を精査する。

(4) 先遣隊の派遣の準備

家保は現地市町村へ情報伝達を行うとともに、先遣隊派遣の調整を開始する。

2 国が、病変部の画像・疫学情報等から、本病を強く疑うことを理由として精密検査の必要性があると判断し、検体提出を指示した段階（Stage 2）

(1) 疑い事例発生の情報伝達、対策本部・指揮室設置（人員派遣、資機材発注の調整）

国による判定の結果、本病を強く疑うことを理由として精密検査の必要性が判断した場合、家保、農務課及び畜産振興課は関係部局に迅速に情報伝達し、今後の検査結果判明予定時刻、対応予定を伝達するとともに、畜産振興課は、動衛課に情報を伝達する。

本庁及び（総合）振興局対策本部及び指揮室を立ち上げ、防疫措置の実施を前提に、人員派遣、資機材の発注等準備作業に取りかかる。

(2) 先遣隊による調査

家保及び農務課は先遣隊を組織し、現地に派遣し、防疫計画の精査を行う。

(3) 殺処分開始に係る防疫計画の決定

本庁指揮室及び（総合）振興局指揮室において、当該農場の防疫計画（案）の精査・調整を行う。また、防疫計画（案）の中で、人員や物資等不足があれば各班で調整し、指揮室班長会議により計画を承認し、知事に報告する。

(4) プレスリリースの準備と調整

本庁指揮室防疫班長は、本庁指揮室副室長及び総括班長へプレス案を提示し、決定後、調整班（企画・総務担当）と調整するとともに、動衛課とも調整の上、プレスリリースの時刻を調整する。

3 動物衛生研究部門において実施した遺伝子検査が陽性となり、検査結果等から国

が患畜と判定した場合（発生）

(1) 対策本部会議の開催と防疫作業の開始

発生についてプレスリリースを行うとともに、本庁及び（総合）振興局それぞれにおいて、対策本部会議を開催し、本庁対策本部で決定した防疫計画に基づき防疫作業を開始する。また、必要に応じ、記者説明を行う。

なお、患畜と判定される家畜の詳細は下記のとおり。

- ① 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ② ウイルス分離により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

家畜の所有者等から口蹄疫を疑う届出を受理した場合、又は、
家保の立入検査の結果、特定症状を確認した場合
(Stage 1)

【時間イメージ PM12:00】

1. 届出内容・立入検査結果の情報伝達

家畜の所有者等 → 家保職員 → 家保(次長)	
① 家保(次長) → 畜産振興課(主査(防疫)) : 届出内容、立入検査結果、対応予定	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
家保(次長) → 農務課(主幹) : 届出内容、立入検査結果、対応予定	
② 畜産振興課(家畜衛生担当課長) → 推進監、食安局長、農政課長、食品政策課長、畜産振興課内 : 届出内容、立入検査結果、対応予定 ※ 本段階で口蹄疫が強く疑われる場合は、部長、次長、技術管理担当課長、関係課にも情報を伝達	【口頭】 <input type="checkbox"/>
③ 農務課(農務課長) → 産業振興部長、関係課、課内 : 届出内容、立入検査結果、対応予定 ※ 本段階で口蹄疫が強く疑われる場合は、局長、副局長、各部長、関係課にも情報を伝達	【口頭】 <input type="checkbox"/>

2. 病変部画像・疫学情報等を国へ提出

① 家保職員 → 家保(次長) : 異常家畜の病変部位及び好発部位をデジタルカメラで撮影し、疫学情報等とあわせて家保に送信	【確認】 <input type="checkbox"/>
② 家保(次長) → 畜産振興課(主査(防疫)) → 動衛課 : 病変部画像・疫学情報等を提出	【確認】 <input type="checkbox"/>

※ 国からの検体送付指示に備え、立入検査員は引き続き検査材料の採取を行う。

3. 初動防疫実施に向けた準備

① 家保職員、農務課(主幹) : 事前調査事項の確認、防疫計画のとりまとめ、制限区域内の農場情報等の整理・情報共有	【確認】 <input type="checkbox"/>
② 畜産振興課(主査(防疫)) : 防疫情報の精査、制限区域内の農場情報等	【確認】 <input type="checkbox"/>

4. 現地派遣体制の準備・派遣

① 農務課(主幹) → 家保次長 : 先遣隊構成員	【確認】 <input type="checkbox"/>
② 家保次長 → 畜産振興課(主査(防疫)) : 先遣隊構成員 [対応者リスト]	【確認】 <input type="checkbox"/>

**国が、病変部の画像・疫学情報等から本病を強く疑い
精密検査の必要性があると判断した場合（Stage 2）**

【時間イメージ PM14:00（事象確認後：2時間）】

1. 農水指示の情報伝達

① 動衛課→畜産振興課（主査(防疫)） ：動衛課への報告内容を踏まえ、検体の送付を指示	【電話】 <input type="checkbox"/>
② 畜産振興課（主査(防疫)）→家保（次長）→家畜防疫員 ：検体の送付を指示	【電話】 <input type="checkbox"/>

なお、動物衛生研究部門に検体を送付した場合であっても、農林水産省が指針第3-7による経過措置と判断した場合は、指揮室並びに対策本部の設置は行わず、経過観察終了（最長2週間）までの間、Stage 1の連絡体制を維持することとする。

本庁指揮室（危機管理センター）・現地指揮所（現地市町村等設置場所）の設置及び移動開始（本庁職員（次長級等）含む）

鳥インフルエンザと異なり、確度の高い検査手法がないことから、口蹄疫疑い事例の発生段階でのプレスリリースは行わない

2. 対策本部・指揮室設置（人員派遣、資機材発注の調整）

① 農務課長→局長、副局長、部長、関係課内 ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）の報告	【口頭】 <input type="checkbox"/>
局長→（総合）振興局対策本部構成員（即時集合できる者のみ） ：（総合）振興局振興局対策本部、（総合）振興局指揮室、現地指揮所を設置、各班の作業の開始、構成員以外の所属に対する動員指示（スピード優先のため。なお、集合出来ない者（普及センター所長や家保所長等）には追って電話指示）	【口頭】 <input type="checkbox"/>
局長→現地市町村長、関係団体の長 ：概況、人員等協力依頼（詳細は担当から担当へ伝える旨）	【電話】 <input type="checkbox"/>
各課長→各課員（即時集合できる者のみ） ：（総合）振興局対策本部、（総合）振興局指揮室、現地指揮所が設置された旨（即時集合出来ない者には追って電話） （（総合）振興局対策本部、（総合）振興局指揮室、現地指揮所における担当作業開始（移動する者は適宜移動開始））	【口頭】 <input type="checkbox"/>
農務課（担当者）→現地市町村・制限区域内市町村 ：概況、制限区域内、施設等の使用・確保、人員派遣要請等 （以後、施設等の使用・確保に関しては、「集合施設運営担当の●●」と調整を願う旨） （以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨）	【電話】 <input type="checkbox"/>
農務課（担当者）→制限区域外市町村 ：概況、人員派遣要請等 （以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨）	【電話】 <input type="checkbox"/>
（総合）振興局（担当者）→関係団体：概要、人員派遣要請等 （以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨）	【電話】 <input type="checkbox"/>

表1 初動対応及び連絡体制対応案

<p>地域政策課→各地域の自衛隊 【電話】 □ 農務課（担当者）→北海道警察、開発局等 ：概要、国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）、抗原検査（遺伝子検査）の結果判明予定時刻、協力依頼</p>
<p>② 畜産振興課（家畜衛生担当課長）→部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 【口頭】 □ ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）の報告、対応予定、職員（次長級等）派遣</p>
<p>推進監→知事・副知事 【口頭】 □ ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）の報告、対応予定、職員（次長級等）派遣</p>
<p>副知事→推進監 【口頭】 □ ：本庁対策本部、本庁指揮室を設置する旨、庁内関係者へそれを通知する旨、なお、「殺処分開始」に係る防疫計画の承認については、指揮室班長会議により承認し、知事に報告する旨</p>
<p>推進監→農政課長→対策本部各位 【口頭】 □ ：本庁対策本部及び本庁指揮室が設置された旨、本庁指揮室各位は危機管理センターへ移動願う旨 又は 【電話】 □ なお、「殺処分開始」に係る防疫計画の承認については、指揮室班長会議により承認し、知事に報告する旨</p>
<p>農政課長→危機対策課長→自衛隊、道警、開発局 【電話】 □ ：概要、国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）、遺伝子検査の結果判明予定時刻、協力依頼</p>
<p>農政課長→農務課長 【電話】 □ ：本庁職員（次長級等）派遣者名・連絡先・到着予定時刻、対策本部及び本庁指揮室が設置され危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（主査(防疫)）→動衛課 【電話】 □ ：対応予定、遺伝子検査の結果判明予定時刻、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（主幹(防疫)）→他家保（次長） 【電話】 □ ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）、遺伝子検査の結果判明予定時刻、防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の指示、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（家畜衛生係長）→器薬協会 【電話】 □ ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）、遺伝子検査の結果判明予定時刻、追加資材発注の可能性がある旨、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（主幹(防疫)）→家保次長、農務課長 【メール】 □ ：送付資材リスト、家保派遣者リスト、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（課長補佐(環境飼料)）→輸送業者（協定締結）、立会者の所属長 【電話】 □ ：ストックポイントからの防疫資材発送依頼の進捗確認、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（課長補佐(環境飼料)）→家保（次長）、農務課長 【メール】 □ ：送付資材リスト、到着予定時刻、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（環境飼料担当課長）→北海道ペストコントロール協会 【電話】 □ ：発生状況、消毒ポイント設置協力を依頼予定の旨、危機管理センターへ移動する旨</p>
<p>畜産振興課（主幹(畜産企画)）→他（総合）振興局（農務課長） 【電話】 □ ：国の判定結果（口蹄疫疑い事例の発生）、家保への連絡内容（防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の指示）、危機管理センターへ移動する旨 【メール】 □</p>

表1 初動対応及び連絡体制対応案

2. 先遣隊の調査（移動に関する記述は省略）

① 先遣隊（家畜防疫員）→家保次長 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）	【電話】 □
② 家保次長→畜産振興課（主査(防疫)） ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）	【電話】 □
家保次長→農務課長 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）	【電話】 □
③ 農務課長→局長、副局長、部長、関係課、課内 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）、対応予定	【口頭】 □
農務課長（（総合）振興局指揮室）→現地指揮所【非農場】 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）、対応予定	【口頭】 □
④ 畜産振興課（家畜衛生担当課長） →部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）、対応予定	【口頭】 □
推進監→副知事 ：調査結果の概要	【口頭】 □
畜産振興課（主査(防疫)）→動衛課 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）、対応予定	【電話】 □ 又は 【メール】 □
畜産振興課（主幹(畜産企画)）→本庁（次長級等）派遣者 ：調査結果（飼養状況、畜舎配置、埋却地など、防疫計画（案）の確認）、対応予定	【口頭】 □
<p style="text-align: center;">先遣隊（≡現地指揮所【農場】）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ （総合）振興局（農村振興課・整備・調整課、普及組織等含む）、家保、現地市町村 ■ 発生農場の状況確認 ■ 農場、埋却地等の見取図を確認 ■ 防疫計画（案）を確認 	

3. 防疫計画（案）の精査

① 本庁防疫支援担当→局連絡調整担当 ：本庁指揮室機構図の送付	【メール】 □
② 局連絡調整担当→本庁防疫支援担当 ：（総合）振興局指揮室機構図、現地指揮所機構図の送付	【メール】 □
③ 局指揮室（各班） ：農場の防疫計画（案）を精査	【確認】 □
局指揮室（各班）→局内、市町村、関係団体、自衛隊 ：調整、依頼等（施設等の使用・確保、人員の派遣等）	【電話】 □ 又は 【口頭】 □
局指揮室（各班）→輸送、宿泊、飲食等業者・団体 ：調整、依頼等（埋却作業、宿泊等の発注・手配等）	【電話】 □ 又は 【口頭】 □

表1 初動対応及び連絡体制対応案

局指揮室（各班）→本庁指揮室 ：人員の派遣、防疫資材の手配等、防疫計画（案）の送付	【口頭】 <input type="checkbox"/> 又は 【メール】 <input type="checkbox"/>
④ 本庁指揮室（各班） ：防疫計画（案）の作成支援・調整 *（総合）振興局が作成する防疫計画（案）が成就するよう支援のこと	<input type="checkbox"/>
本庁指揮室（各班）→他（総合）振興局、他家保 ：人員の派遣調整、追加の緊急防疫資材の発送 本庁指揮室（各班）→現地指揮所（各班） ：結果報告	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
本庁指揮室（各班）→資機材等の業者・団体 ：調整、発注等 本庁指揮室（各班）→現地指揮所（各班） ：結果報告	【電話】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
本庁防疫対策担当→動衛課 ：必要に応じ確認・協議・依頼（人員の派遣、防疫資材の貸与）等 本庁防疫対策担当→本庁指揮室（副室長、各班長）、局指揮室（各班） ：結果報告	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤ 局指揮室連絡調整担当→本庁指揮室防疫支援担当 ：農場の防疫計画（案）を送付	<input type="checkbox"/>
⑥ 本庁防疫対策担当 ：本庁対策本部会議（非公開）資料／防疫計画（案）の作成	<input type="checkbox"/>
⑦ 本庁指揮室班長会議 本庁防疫班長→本庁副室長、総括班長 ：本庁対策本部会議（非公開）資料／防疫計画（案）の作成	<input type="checkbox"/>
⑧ 本庁副室長→本庁室長 ：本庁対策本部会議（非公開）資料／防疫計画（案）の説明・了承	<input type="checkbox"/>
⑨ 本庁室長ほか→本庁対策本部長 ：本庁対策本部会議（非公開）資料／防疫計画（案）の説明・了承	<input type="checkbox"/>

* 鳥インフルエンザと異なり、確度の高い検査手法がないことから、指揮室班長会議により「殺処分開始」に係る防疫計画の承認（知事に報告）、体制の確認などを実施

4. 指揮室班長会議の開催

① 本庁総括・調整班長 ：指揮室班長会議開催調整（会場・時間設定）	<input type="checkbox"/>
② （総合）振興局指揮室（各班）→本庁総括・調整班長 ：資料の提出	<input type="checkbox"/>
③ 本庁総括・調整班長→本庁指揮室班長 ：指揮室班長会議開催案内	【メール】 <input type="checkbox"/>
④ 本庁総括・調整班長→（総合）振興局指揮室副室長（地域創生部長） ：指揮室班長会議開催の資料を送付	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
⑤ 指揮室班長会議開催開催 ：「殺処分開始」に係る防疫計画の承認（知事に報告） 動衛課が患畜と判定した時点で、防疫対策を開始する旨を説明	

5. プレスリリースの準備と調整

① 本庁防疫班長→本庁副室長、本庁総括班長 : プレス(案)の決定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
本庁防疫対策担当→動衛課 : プレス(案)の送付、リリース時間の調整	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
本庁企画・総務担当→広報広聴課 : プレス(案)の送付、リリース時間の調整	【持参】 <input type="checkbox"/>
本庁企画・総務担当→局連絡調整担当 : プレス(案)の送付、リリース時間の調整	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
② 局連絡調整担当→局広報・記録担当 : プレス(案)の送付、リリース時間の調整	【持参】 <input type="checkbox"/>
(国の患畜判定を受けて、動衛課、本庁、局で同時刻に実施)	<input type="checkbox"/>

**動物衛生研究部門において実施した遺伝子検査が陽性であり、
検査結果から国が患畜と判定（発生、プレスリリース）**

【時間イメージ AM9:00(事象確認後：21時間)】

1. 本庁対策本部会議の開催 ～ プレスリリース・防疫作業開始

① 本庁総括・調整班長 : 患畜決定及び対策本部会議開催について、知事への連絡 本庁対策本部会議開催調整（会場・時間設定）	<input type="checkbox"/>
----- 動衛課、本庁、局で同時刻にプレスリリース実施	<input type="checkbox"/>
② (総合) 振興局指揮室(各班) → 本庁総括・調整班長 : 資料の提出	<input type="checkbox"/>
③ 本庁総括・調整班長 → 本庁対策本部構成員 : 本庁対策本部会議開催案内	【メール】 <input type="checkbox"/>
④ 本庁総括・調会議整班長 → (総合) 振興局指揮室副室長(地域創生部長) : 本庁対策本部の資料を送付	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
⑤ 本庁対策本部会議開催 : 防疫計画の承認	
⑥ 本庁副室長、総括班長、防疫班長 : 終了後記者ブリーフィング	<input type="checkbox"/>

※ 本庁対策本部会議開催後、防疫作業の開始

第 2 部

各 論

(防疫作業)

I 立入・疫学調査係

1 作業内容

- (1) 異常家畜の届出があった農場での臨床検査、精密検査のための採材
- (2) 農場の緊急的なバイオセキュリティ管理
- (3) 病性鑑定材料の精密検査実施のための運搬
- (4) 疑似患畜、疫学関連農場特定のための疫学調査

2 作業場所

発生農場

3 作業場所までの移動手段

家保の公用車及び（総合）振興局の公用車

4 人員構成

- (1) 立入検査、疫学調査：家保職員 2 名
- (2) 検体を動物衛生研究部門へ発送：農務課等職員 1 名
*搬送量、距離に応じて増員。

5 作業手順及び留意事項

(1) 農場立入

ア 車を衛生管理区域外に駐車

イ 防疫ラインを設定するため、コーン、コーンバーを農場前に設置

ウ 防疫ラインに消石灰を散布、消毒薬噴霧器を設置。

エ 家保職員 2 名は防疫衣を着て農場に立ち入る（シャワーインなど農場のルールがあればそれに従う）。

オ 農務課等職員は防疫ライン外側でトランシーバー等の通信機器を持って待機。

カ 飼養者と合流。

(2) 臨床検査

ア 異常家畜、その同居家畜の臨床検査（体温測定を含む）。

イ 全ての異常家畜（多数の場合は複数頭）の病変部位及び好発部位並びに飼養状況をデジタルカメラで撮影。

(撮影部位)					
1 飼養状況					
<input type="checkbox"/> 畜舎内部（同居家畜含め、構造全体が分かるもの）					
2 牛、めん山羊の場合					
<input type="checkbox"/> 外貌	<input type="checkbox"/> 頭部	<input type="checkbox"/> 上唇	<input type="checkbox"/> 口蓋	<input type="checkbox"/> 舌（両面）	
<input type="checkbox"/> 鼻	<input type="checkbox"/> 蹄	<input type="checkbox"/> 乳頭			
3 豚の場合					
<input type="checkbox"/> 外貌	<input type="checkbox"/> 舌	<input type="checkbox"/> 鼻	<input type="checkbox"/> 蹄	<input type="checkbox"/> 乳頭	

(3) 結果報告

臨床検査の結果を直ちに家保へ電話で報告するとともに、撮影した画像ファイルを電子メールで家保へ送信。

家保は画像ファイル等を畜産振興課に送信し、畜産振興課は当該時点までに判明している疫学情報とあわせて動衛課に提出。

なお、家保への画像ファイルの送信方法は次の内、最も迅速かつ効率的に実施できる方法を選択。

ア タブレット端末

イ 農場の所有設備

ウ デジタルカメラを洗浄・消毒後、防疫ライン外の待機者へ受け渡し、家保へ直接持込又は市町村等の施設からデータ送信。

(4) 採材

結果報告後、精密検査用の検体を採材する。

なお、疫学情報、病変部の画像等を踏まえ、動衛課が精密検査を実施する必要がないと判断した場合、(5)の検体の送付の後、本マニュアルに基づく対応を終え、動衛課との協議を踏まえた一定期間の経過観察等、本病の清浄性確認の検査のためのサーベイランスに係る対応に移行する

(採材部位)	
1 水疱	
<input type="checkbox"/> 水疱液を注射器で吸引後、保存液を入れないチューブで保存	
<input type="checkbox"/> 水疱上皮を保存液を入れたチューブで保存	
2 拭い液	
<input type="checkbox"/> 破裂した水疱、潰瘍、びらん、痂皮を綿棒で拭い、保存液を入れたチューブで保存	
3 血液（血清学的検査用）	
<input type="checkbox"/> 異常家畜を含め5頭について採血し、凝固阻止剤が含まれない真空採血管で保存	

4 備考

- (1) 保存液の組成は防疫指針留意事項を参照。各チューブにつき、原則として2ml。
- (2) チューブは全て、液体に使用可能なスクリューキャップチューブとする。
- (3) 初発事例にあつてはプロバングカップを用いた採材は想定されない。

(5) 検体の梱包及び搬出

感染性物質の輸送等取締規則に関するガイダンス（WHO発行、国立感染症研究所翻訳）において、当該検体はカテゴリーBの生物学的物質に該当する。同ガイダンスに基づき、下記の手順で検体を梱包し、発生農場から搬出する。

1 梱包

当該検体はカテゴリーB相当の包装基準が求められることから、下記の(1)から(3)により梱包する。

- (1) 一次容器：真空採血管・採材用チューブ（液体を漏らさないもの）
- (2) 二次容器：カテゴリーA物質輸送可能容器（液体を漏らさないもの）
 - a 衝撃や消毒に十分な耐性が期待できることから、現在保有するカテゴリーA物質輸送容器を使用する。
 - b 隙間には紙タオル等を入れ、一次容器の衝突を防ぐとともに万一の漏出に備える。
- (3) 外箱：発泡スチロール、ボール紙製の箱型容器
 - a 保冷材を入れる。
 - b 必要に応じて、隙間には紙タオル等を入れ、一次容器の衝突を防ぐ。
 - c 外面に「カテゴリーBの生物学的物質」と記載する（高さ6mm以上の文字）。
 - d 外面に「UN3373」を表示する。



2 搬出

- (1) 原則として汚染エリアにおいて、容器を十分に消毒しながら二次容器の梱包まで実施。
- (2) 一次容器を入れた二次容器を防疫ラインから外へ持出し、ライン外で、保冷材とあわせて外箱に入れる。

3 備考

初発事例にあつてはプロバングカップを用いた採材は想定されないことから、ドライアイスを用いた保冷は行わない。

(6) 検体の送付

採材した検体は、原則として航空貨物として羽田空港に発送後、東京事務所職員がこれを受け取り動物衛生研究部門（この場合にあつては東京都小平市の施設）へ直接持ち込む。

なお、航空貨物としての発送において、当該検体は危険物（ウイルスをうつしやすい物質）に該当することから、各航空会社の貨物部門の窓口において、カテゴリーB相当の生物学的物質であること及び同カテゴリーの輸送に必要な梱包が行われていることを申し出た上で、各航空会社自らが規定する発注手続きを行うこと。

（各航空会社に発注等に係る書面の作成を求められた場合の記載例）

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ○ UN番号 | UN 3 3 7 3 |
| ○ 正式輸送品目名 | カテゴリーB相当の生物学的物質 |
| ○ 分類 | 6. 2 |
| ○ 包装等級 | 空欄 * 該当がないため。 |
| ○ 個数及び容器の種類、1包装あたりの危険物量 | 1個、(外装容器の種類)、〇〇ml |

(7) 防疫措置

ア 家伝法第32条第1項並びに防疫指針第3の4の(1)の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動の制限等を実施する。

（抜粋）防疫指針第3の4の(1)

- ① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家畜
 - イ 生乳
 - ウ 採取された精液及び受精卵
 - エ 家畜の死体
 - オ 家畜の排せつ物等
 - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

(8) 疫学調査

防疫指針第3の4の(2)の①から⑤に基づき、当該農場に関する過去21日間における次の情報を聞き取り（防疫指針別記様式）、判明したものから順次、家保へ電話及び画像データ添付のメールで報告する。

(注)：全てを把握するのに時間を要するので、判明したものから順次報告すること。

(抜粋) 防疫指針第3の4の(2)の①から⑤

- ① 家畜の移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - ア 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

6 必要資機材

- (1) 防疫衣関係：ディスポキャップ、マスク、防疫衣、薄手ゴム手袋、軍手、長靴、布テープ、防寒衣
- (2) 検査関係：ヘッドランプ、保定用具、カラスプレー、体温計、採血管、アルコール綿、シリンジ、針（18G、21G、カテラン針）、マジック、検体保存液、検体用チューブ、綿棒、発泡スチロール箱、使い捨てカイロ、保冷剤、口蹄疫抗原検出キット（検体処理試薬を含む）
 - * 口蹄疫抗原検出キットについては、採材等の参考とするため、防疫指針に基づき動衛課が使用を指示する場合がある。なお、感度、特異度の観点から、初発事例において、当該キットの結果は診断に反映されない。
- (3) 材料輸送関係：二次容器（カテゴリーA物質輸送可能容器）、発泡スチロール又はボール紙製の外箱
- (4) 連絡・記録関係：携帯電話（防水措置）、デジタルカメラ、マニュアル類、調査票、関係書類、筆記具、クリップボード、タブレット・モバイルバッテリー（防水措置）、トランシーバー
- (5) 消毒関係：手動噴霧器、バケツ、消石灰、消毒薬（炭酸ソーダ又はハロゲン製剤等）、ブラシ、ポリタンク（水）、コーン、コーンバー
- (6) その他：着替え、飲食料

(防疫指針__別記様式)

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

- 1 現地調査日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：
- 3 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
※ 防疫指針第3の3の③に該当する場合に記載
- 4 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲
(1) 人（農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）
(2) 車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）
- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先（6で記載した事項を除く。）：
- 8 精液及び受精卵の出荷先：
- 9 給与飼料の情報（粗飼料の産地等）：
- 10 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10km、20km）、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等）：

Ⅱ 本庁対策本部指揮室

1 総括班長（農政部食の安全推進局長及び農政部次長）

(1) 防疫対策の総括

ア 役割

- (ア) 各班の総合的な調整を行い、必要な事項を指示する。
- (イ) 防疫措置に係る防疫計画（案）の調整結果や進捗状況を指揮室長、副指揮室長に報告する。
- (ウ) 各班の所管を越える対応が必要な場合は、指揮室長、副指揮室長と協議の上、適宜調整指示する。

2 防疫班

(1) 班長(家畜衛生担当課長)

ア 役割

(ア) 本庁対策本部への防疫方針等の提案等

防疫計画(案)に関し、家伝法及び防疫指針に基づく措置その他まん延防止措置上必要な事項について、あらかじめその内容を確認し妥当性を評価するとともに、その旨本庁対策本部総括班長に説明を行う。

(イ) (総合)振興局対策本部への指示等

防疫計画(案)に関し、家伝法及び防疫指針に基づく措置その他まん延防止上必要な作業を遂行する上において、(総合)振興局指揮室副室長(管轄家保所長)に直接指示し、又は必要事項について聴き取りを行い、若しくは班員にさせることとする。

なお、判断が困難な場合には総括班長と協議の上指示する。

(ウ) 防疫遂行上の課題解決

防疫遂行上の課題が生じた場合において、課題解決の検討又は情報収集にあつては、総括班長と協議の上、班長は必要に応じて防疫班以外の本庁対策本部構成員に対し協力を求める。

(エ) 発生農場等以外におけるまん延防止措置

(総合)振興局対策本部管轄外の地域において本病のまん延防止上必要な事項が生じた場合において、班長は各家保所長に直接対応を指示する。

(2) 班を構成する係

ア 防疫対策係(畜産振興課家畜衛生係)

防疫対策の総合調整、動衛課との連絡調整を行う。

イ 埋却支援係(事業調整課)

埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。

(3) 防疫対策係(畜産振興課家畜衛生係)

ア 作業内容

防疫対策の総合調整、動衛課との連絡調整を行う。

イ 作業手順

(ア) 家伝法又は防疫指針に基づく措置に係る実務

- a 防疫指針において、動衛課と協議を要する課題に係る対応。
- b 家伝法第32条、33条及び34条に基づく移動等の制限の範囲及び対象の決定と告示に係る事務。
- c 家伝法第58条又は第59条に基づく、へい殺畜等手当金等に係る事務。
- d 発生農場における防疫措置完了後、管轄する家保と連携して行う、経営再開に向けた農場指導における動衛課との協議等。
- e 家伝法第60条第2項に基づき国が負担する範囲内において、家伝法第32条に基づく移動等の制限等に起因する家畜所有者の損失の補てん等の事業を北海道が行う場合にあっては、その補てん必要額等の調査、同事業に係る事務及び動衛課との必要な協議等。

(イ) 家畜防疫員の動員

家畜防疫員の動員にあたっては、派遣する時期、人数を(総合)振興局指揮室副室長(管轄家保所長)と協議して決定し、各家保所長に家畜防疫員の派遣を要請する。なお、要請にあたっては、副室長を含む全ての職域を補佐するため、管理職相当の家畜防疫員の派遣も要請する。

(ウ) 資機材等の調達の場合

資機材の調達は防疫支援班が主となって行うが、調達にあたって専門的知識が必要となる下記に係る調達及び輸送等の調整は、原則、防疫対策係が行う。

- a 消毒薬
- b 殺処分作業用炭酸ガスボンベ及びその関連資機材
- c 緊急防疫資材ストックポイントに備蓄している資機材
- d 発生農場管轄家保以外の各家保に備蓄している資機材(防疫衣、消毒薬、電気と殺機等)

(4) 埋却支援係(事業調整課)

ア 作業内容

埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。

イ 作業手順

(ア) 埋却地における掘削、死体・汚染物品の投入、埋却に伴う契約、設計、施工に係る事務において、(総合)振興局対策本部だけでは処理が困難な事項について本庁関係部課に対して調整、又はその事務を補助する。

(イ) 埋却の方法、埋却を行う場所の設計について、当初の防疫計画から変更する場合(工事施工上の軽微な変更を除く)、本庁指揮室防疫班(畜産振興課家畜衛生係)と協議し、関係法令及び指針の規定に合致していることを確認する。

3 防疫支援班

(1) 班長(畜産振興課長)

ア 役割

(ア) 防疫作業の進捗について防疫班長(畜産振興課家畜衛生担当課長)と情報を共有し、不足資機材、又は不足が想定される資機材について(総合)振興局指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合)振興局において調達可能、困難な資機材を仕分け、調達困難な資機材の調達を防疫支援班に指示する。

また、必要に応じてその出納に係る事務において他部課との調整を行う。

(イ) (総合)振興局指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合)振興局対策本部のみでは解決できない課題について、本庁他部課との調整を行う。

(2) 班を構成する係

ア 防疫支援係(畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係)
(総合)振興局指揮室との連絡調整や資機材の供給調整を行う。

イ 集合施設運営支援係(技術普及課)
現地の集合施設の設営、運営及び受入の支援を行う。

ウ 消毒ポイント支援係(畜産振興課畜産環境係)
消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。

エ 健康管理係(人事局職員厚生課)
職員の健康管理やメンタルヘルス対策に係る対応を行う。

(3) 防疫支援係(畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係)

ア 作業内容

(総合) 振興局指揮室との連絡調整や資機材の供給調整を行う。

イ 作業手順

(ア) (総合) 振興局指揮室との連絡調整

(総合) 振興局指揮室と連携し、課題が生じた場合には本庁関係部課に対し調整、要請が行われるよう本庁指揮室総括班長に対して対応を提案する。

(イ) 資機材の供給調整

(総合) 振興局指揮室防疫支援班と連携し、(総合) 振興局対策本部で調達が困難な資機材等の調達、重機等の手配、緊急防疫資材ストックポイントの資機材等の搬送にあたって、調達の実務(肉牛振興係)、出納に係る事務(酪農振興係、牛乳乳製品係)を行う。

また、国が負担する費用に係る事務を行う防疫班(家畜衛生係)と連携して対応する。

(4) 集合施設運営支援係(技術普及課)

ア 作業内容

現地の集合施設の設営、運営及び受入の支援を行う。

イ 作業手順

(総合) 振興局指揮室と連携し、課題が生じた場合には本庁関係部課に対し調整、要請が行われるよう本庁指揮室総括班長に対して対応を提案する。

(5) 消毒ポイント支援係(畜産振興課畜産環境係)

ア 作業内容

消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。

イ 作業手順

- (ア) 消毒ポイントに係る情報を飼料会社及びこれらが所属する機関に情報提供する。
- (イ) 消毒ポイントの位置、設置場所の増減等について飼料会社等から要請があった場合は、本庁指揮室防疫班と防疫上の必要性を検討した上で、必要に応じて(総合)振興局指揮室防疫支援班と調整を行う。

(6) 健康管理係(人事局職員厚生課)

ア 作業内容

職員の健康管理やメンタルヘルス対策に係る対応を行う。

イ 作業手順

(総合) 振興局指揮室防疫支援班と連携し、職員の健康相談やメンタルヘルスケア対応に係る体制を整える。

4 調整班

(1) 班長(農政課長)

ア 役割

(ア) 本庁対策本部及び指揮室の運営

本庁対策本部及び指揮室の立ち上げに係る調整を行うとともに、防疫作業の進捗について防疫班長及び防疫支援班長と情報を共有しながら適宜本庁対策本部会議を開催し、庁内の情報共有と円滑な協力体制構築を図る。

(イ) 動員体制に係る調整

(総合) 振興局指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合) 振興局対策本部のみでは解決できない課題について、必要に応じて他部課との調整を行う。

(2) 班を構成する係

ア 企画・総務係(農政課、人事局人事課)

本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。

イ 関係機関調整係(食品政策課)

本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関や関係団体への連絡調整を行う。

ウ 災害派遣調整係(危機対策局危機対策課)

災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。

(3) 企画・総務係(農政課、人事局人事課)

ア 作業内容

本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。

イ 作業手順

(ア) 本庁対策本部の運営(農政課)

北海道口蹄疫対策本部設置要領を施行するとともに、当該要領に基づき対策本部に係る庶務を処理するとともに、北海道口蹄疫対策本部指揮室運営規程を施行し、当該規程に基づく庶務を処理する。

(イ) 動員調整(農政課、人事局人事課)

- a (総合)振興局指揮室総括・調整班と連携し、当該(総合)振興局管内のみでは動員が不可能な人員について、庁内及び対策本部が設置された(総合)振興局以外の(総合)振興局と調整して不足している人員を動員する。さらに動員が必要な場合にあつては、本庁指揮室防疫班(畜産振興課家畜衛生グループ)を通じて、国、都府県又は畜産関係団体に動員の協力を依頼する。
- b 動員した人員については、(総合)振興局指揮室総括・調整班が指定する日時及び場所に到着できるようその移動及び宿泊に係る手段の手配を行う。宿泊先には、(総合)振興局指揮室総括・調整班から提示される候補地を優先して選定する。なお、家畜防疫員の動員については本庁指揮室防疫班が行う。

また、関係部に動員を要請する場合においては、必要に応じて人事局人事課と協議し、他部課への動員要請、調整を行い、その人員リストを農政課へ提供、農政課は上記と同様にこれらの人員の移動及び宿泊に係る手段の手配を行う。

なお、発生状況、要請規模等により、移動又は宿泊に係る手段の手配に時間を要し、防疫措置開始に支障を及ぼすおそれがある場合、移動又は宿泊手段のリストを作成した上で、動員される者の所属長に移動又は宿泊に係る事務を依頼することができる。

- c 作業従事後、所属長の確認を経た派遣後健康調査票作成(傷病等)、対策本部宛での提出を求め、傷病等発生状況の把握を徹底する。

また、発生から一定期間、防疫作業員及びその所属長に対し精神負担に係る相談窓口(医療機関等)への案内を行う。

(ウ) 報道対応(農政課)

報道対応に係る実務を行う。

(4) 関係機関調整係(食品政策課)

ア 作業内容

本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関や関係団体への連絡調整を行う。

イ 作業手順

(ア) 本庁対策本部の運営補佐

農政課が行う対策本部運営に係る事務において、必要に応じて農政課の要請によりこれを補佐する。

(イ) 動員調整補佐

農政課が行う動員調整において、必要に応じて農政課の要請によりこれを補佐する。

(ウ) 関係機関や関係団体への連絡

本庁対策本部が行う関係機関や関係団体等への連絡を補佐する。

(5) 災害派遣調整係(危機対策局危機対策課)

ア 作業内容

災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。

イ 作業手順

- (ア) 自衛隊派遣に係る連絡、調整を行う。防衛省又は自衛隊から派遣先の対応について照会、要望があった場合に関係班と調整を行う。
- (イ) 現地受入体制、作業従事者の健康管理又は傷病時対応については調整班(農政課)、従事作業の実務については防疫班(畜産振興課家畜衛生係)と連携して対応する。

Ⅲ （総合）振興局対策本部

1 総務課

(1) 作業内容

- ア 庁内における総合調整
- イ 防疫措置などに要する予算の執行
- ウ 庁舎等の営繕関係の調整
- エ 私立学校における幼児、児童生徒及び保護者の不安解消のための指導
- オ 私立学校等における家畜の飼養状況の再確認等
- カ 庁内連絡体制の確認
- キ 職員の健康管理やメンタルヘルス対策

(2) 作業手順

- ア 防疫措置などに要する予算の執行
防疫措置を進めるための物品購入、業務委託等に係る事務において、関係部局間の調整を行い、予算の円滑な執行を図る。
- イ 庁舎等の営繕関係の調整
道所有不動産の利用、庁舎内電源や電話回線確保等に係る調整を行い、（総合）振興局対策本部の円滑な運営を図る。
- ウ 私立学校等関係者の不安解消及び飼養家畜対応
教育局と連携し、関係者に対する情報提供等関係者の不安解消を図る。また、関係施設における家畜の飼養所状況を再確認し、飼養衛生管理の再徹底を図るよう注意喚起するとともに、当該飼養家畜に異状が見られた場合の連絡体制を整える。
- エ 職員の健康管理やメンタルヘルス対策
職員の健康相談やメンタルヘルスクエア対応に係る対策を整える。

2 地域政策課

(1) 作業内容

- ア 報道各社との連絡調整、プレスリリースや記者発表の対応
- イ 道民への情報提供
- ウ 発生が大規模な場合の自衛隊への派遣要請及び撤収要請

(2) 作業手順

- ア プレスリリース、記者発表
本庁対策本部と十分連携の上、記者発表の内容、方法等について調整を行う。
- イ 取材活動に係る調整
 - (ア) 取材に対する報道関係者への協力要請内容を調整し周知を図る。
 - (イ) 庁内取材先を調整し、同じく報道関係者に周知を図る。

(参考) 協力要請文(案)

_____年__月__日 __時__分 配付

各報道機関 各位

口蹄疫における農場等現地取材にあたってのお願い
日頃より、道政広報にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
__月__日に__管内__市(町村)の農場において口蹄疫の発生が確認されたところですが、本病のまん延防止のため、制限区域内の農場はもとより、道内全ての家畜を飼養する農場への立入は厳に慎むようお願いいたします。

1 本病のまん延防止について

移動制限区域(半径10km)及び搬出制限区域(半径10~20km)内への立入は可能ですが、まん延防止のため、消毒ポイントや防疫作業従事者集合場所などでの取材にあたっては、次のとおりご協力をお願いいたします。

- 消毒ポイントにおいて、必ず、十分な消毒を行うこと

* 通行予定時刻をあらかじめお伝えください。

- 消毒作業等に支障が生じないように十分配慮すること

2 プライバシー侵害の防止について

農場が特定される映像等の報道は控えること(上空含む)

3 防疫作業等の写真素材の提供について

随時提供してまいりますのでご活用をお願いいたします。

4 今後の防疫作業のお知らせについて

殺処分や埋却の完了時など、防疫作業に係る一定の節目にプレスリリースします。

ウ 相談窓口の開設

道民に対する相談窓口を設置し、本病の防疫措置の終了(全移動制限等の解除)まで運営する。

エ 相談対応に係る実務

相談対応職員、連絡先となる電話番号を定め、広報紙又はホームページで周知し、その旨(総合)振興局対策本部に報告する。

オ 自衛隊への災害派遣要請及び撤収要請

詳細は、Ⅳの3の(6)自衛隊連携係を参照

(ア) 要請文書

(参考) 派遣要請文(案)

○地政第○○○号
○○○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要する理由
口蹄疫防疫に係る自衛隊派遣が必要なため
- 2 派遣を希望する期間
○○○○年○月○日(○)○時○分から緊急措置終了まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
○○町
 - (2) 活動内容
ア 畜舎内における家畜の追い込み作業など。
イ 殺処分した家畜、餌などの埋却地への運搬処理及びその支援。
ウ 家畜飼養農場における消毒支援。
- 4 派遣部隊が展開できる場所
○○町体育館～発生農場(○○町○○番地)
- 5 派遣部隊と連絡方法
 - (1) 連絡責任者
○○(総合)振興局地域創生部地域政策課 ○○ ○○
 - (2) 連絡先
電話：○○○○-○○-○○○○

○○(総合)振興局地域創生部地域政策課
TEL：○○○○-○○-○○○○
FAX：○○○○-○○-○○○○

(イ) 撤収要請文書

(参考) 撤収要請文(案)

○地政第○○○号
○○○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の撤収要請について

○○○○年○月○日付け○地政第○○○号で要請しました災害派遣要請について、次の日時をもって撤収を要請します。

記

1 撤収要請の対象活動

○○町における口蹄疫防疫に係る緊急処置が
終了したため

2 撤収要請日時

○○○○年○月○日 (○) ○時○分

○○ (総合) 振興局地域創生部地域政策課

TEL : ○○○○-○○-○○○○

FAX : ○○○○-○○-○○○○

3 環境生活課

(1) 作業内容

- ア 埋却地周辺の公共用水域、地下水及び湧水（以下「公共用水域等」という。）の水質検査の実施
- イ 消費者への情報提供、消費者の相談対応

(2) 作業手順

- ア 公共用水域等の水質検査の実施
 - (ア) (総合) 振興局指揮室総括・調整班から情報提供のあった埋却地が、公共用水域等に近接していないことを確認する。
 - (イ) 埋却作業開始までに、先遣隊による埋却地選定の結果を踏まえ、水質検査実施計画書を作成し、これに基づき埋却前及び埋却後の水質検査を実施する。（分析機関～試験検査課等）
 - (ウ) 水質検査実施計画書及び水質検査結果は、(総合) 振興局指揮室総括・調整班に報告する。

(参考) 埋却地周辺の公共用水域等の水質検査について

- 1 埋却地の確認

周辺の公共用水域等の情報に照らし、埋却地が公共用水域等に近接していないことを確認する。
- 2 水質検査実施計画書の作成

(総合) 振興局指揮室から情報提供のあった埋却地及び埋却時刻を基に、埋却作業開始前に、水質検査実施計画書を作成する。

水質検査実施計画書には、採水場所・検査項目、実施時期等を含むものとする。
- 3 採水場所

採水場所は次により選定する。

 - ア 埋却地の公共用水域等の直上流域（ブランク地点）及び直下流域の2地点
 - イ その他必要と認める地点
- 4 検査項目

次の項目を検査項目とする。

 - ア 水素イオン濃度（pH）
 - イ 生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）
 - ウ 浮遊物質（SS）※地下水及び湧水を除く
 - エ 糞便性大腸菌群数
 - オ 電気伝導率（EC）
 - カ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
 - キ アンモニア性窒素
 - ク その他必要と認める項目

5 水質検査の実施時期

原則、埋却前、埋却後（埋却直後、2週間後、1か月後、2か月後、3か月後）に実施する。

6 (総合) 振興局指揮室への報告

水質検査実施計画書は作成後、水質検査結果は分析終了後、速やかに(総合) 振興局指揮室に報告する。

但し、(総合) 振興局指揮室廃止後は、(総合) 振興局農務課に報告する。

イ 相談対応に係る実務

相談対応窓口、連絡先となる電話番号を定め、広報紙又はホームページで周知し、その旨(総合) 振興局対策本部に報告する。

4 社会福祉課

(1) 作業内容

保健・福祉施設等に関する調整

(2) 作業手順

- ア 保健・福祉施設等関係者の不安解消
必要に応じて情報提供を図り不安解消に努める。
- イ 福祉施設等における家畜の飼養状況の再確認等
関係施設における家畜の飼養状況を再確認し、飼養衛生管理の再徹底を図るよう注意喚起するとともに、当該飼養家畜に異状が見られた場合の連絡体制を整える。

5 生活衛生課及び食肉衛生検査所

(1) 作業内容

と畜場への情報提供、注意喚起及び防疫協力等
埋却地周辺の水道水源及び飲用井戸水等の水質検査の調整

(2) 作業手順

ア と畜場に対する注意喚起

と畜場等に対し、搬入された家畜に異状が見られないことを確認することについて改めて徹底し、異状を発見した場合における家保への迅速な通報について注意喚起を行う。またこれらの対応の状況について管轄家保に情報提供する。

イ 家保の業務への協力

防疫指針の規定により、家伝法に基づき知事が業務を停止させたと畜場において、防疫指針の規定により業務を再開しようとする場合にあって、家保が行う再開要件等の確認作業等に対して家保から要請があった場合、立会等の協力を行う。

また、発生農場からと畜場への生体の出荷があり、かつこれらが汚染物品に該当すると家畜防疫員が判断した場合には当該物品の措置について施設への指導等の協力を行う。

ウ 水道水源及び飲用井戸水等の水質検査の実施

(ア) (総合) 振興局指揮室総括・調整班から情報提供のあった埋却地が、水道水源、水源上流河川、飲用井戸等に近接していないことを確認する。

(イ) 埋却作業開始までに、先遣隊による埋却地選定の結果を踏まえ、水質検査実施計画書を作成し、これに基づき埋却前及び埋却後の水質検査を実施する。
(分析機関～試験検査課等)

(ウ) 井戸所有者等に検査を行う趣旨を説明する際には、環境生活課、生活衛生課、農務課、家保、市町村等と連携の上対応する。

(エ) 水質検査実施計画書及び水質検査結果は、(総合) 振興局指揮室総括・調整班に報告する。

(オ) 周辺住民の不安がある場合、水質検査等を実施する。

(参考) 水質検査について

1 水道水源及び水源上流河川

市町村に対し、水道水源における水質検査項目の選定、水質検査実施計画書の作成及び水質検査の実施を指導する。

2 飲用井戸等

水質検査項目の選定及び水質検査実施計画書を作成する。

3 検査項目の選定

ア 一般細菌

イ 大腸菌

ウ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

エ 塩化物イオン

オ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）

カ pH値

キ 味

ク 臭気

ケ 色度

コ 濁度

サ その他水道法水質基準項目のうち必要と認める項目

4 埋却前水質検査の実施

水質検査実施計画書に基づき、埋却前の水質検査を実施する。

5 市町村及び飲用井戸等設置者等に対する飲用指導の実施

6 埋却後水質検査の実施

水質検査実施計画書に基づき、埋却後の水質検査を実施する。原則として、埋却直後、2週間後、1か月後、2か月後、3か月後に、水質検査を実施する。

7 (総合) 振興局指揮室への報告

水質検査実施計画書は作成後、水質検査結果は分析終了後、速やかに(総合) 振興局指揮室に報告する。

但し、(総合) 振興局指揮室廃止後は、(総合) 振興局農務課に報告する。

8 その他

その他必要事項は「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、対応する。

注) 飲用井戸等は、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」第3の規定による。

6 商工労働観光課

(1) 作業内容

- ア 食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供及び相談対応
- イ 観光関係団体に対する情報提供及び相談対応
- ウ 関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融支援対策

(2) 作業手順

- ア 関連する中小企業者等に対する相談窓口の設置
口 蹄疫の発生により、道内の関連中小企業者等の経営に影響があると懸念される場合に、各(総合)振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所に経営及び金融に関する相談窓口を設置する。
- イ 中小企業総合振興資金(融資制度)による支援
 - (ア) 資金名
経済環境変化対応資金(経営環境変化対応貸付)
 - (イ) 融資対象
 - a 経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等、業況の悪化を来している中小企業者等
 - b 原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等

7 建設管理部

(1) 作業内容

消毒ポイントにおける道路占用許可関係の事務

(2) 作業手順

ア 道路使用許可申請

道路交通法の規定に基づき道路の所轄警察署長に提出される道路使用許可申請に係る事務に助言する。

イ 道路占用許可申請

道路法の規定に基づき道路の管理者に提出される道路占用許可申請に係る事務に助言する。

ウ 消毒ポイント選定に係るその他の事務

(総合) 振興局指揮室防疫支援班が行う消毒ポイントの設置場所の選定において必要な助言を行う。

8 教育局

(1) 作業内容

- ア 児童生徒等に対する口蹄疫に関する正しい知識の普及等に係る事務
- イ 小・中学校、高校、特別支援学校における家畜の飼養状況の再確認等
(私立学校、私立幼稚園に係る作業については総務課で実施)

(2) 作業手順

- ア 幼児、児童生徒及び保護者の不安解消のため、必要に応じた情報提供を行う。
- イ 学校等における家畜の飼養状況の再確認等
関係施設における家畜の飼養状況を再確認し、飼養衛生管理の再徹底を図るよう注意喚起するとともに、当該飼養家畜に異状が見られた場合の連絡体制を整える。

9 農業改良普及センター

(1) 作業内容

畜産農家に対する金融支援対策や補助事業に係る相談対応

(2) 作業手順

ア 関連事業者等に対する相談対応

経営上の課題が生じている業者等(発生農場、家畜飼養農場を含む)に対して、利用可能な金融支援対策等について情報提供に努めるとともに、必要に応じて支援のための事務を行う。

なお、家伝法第58条に基づき患畜等又は汚染物品の所有者が農林水産大臣に申請する手当金に関する事務については、本庁指揮室防疫班が行う。

イ 相談対応に係る実務

相談対応窓口、連絡先となる電話番号を定め、広報紙又はホームページで周知するとともに、その旨を(総合)振興局対策本部に報告する。

10 (総合) 振興局対策本部運営上の留意事項

口蹄疫は、その伝染力の強さから媒介動物の有無等地理的な要件が無くても複数農場で発生するおそれ大きいこと、また、制限区域の清浄性確認にあたり対象農場数が膨大となる可能性が高いことを踏まえ、対策本部の運営にあたり特に次の留意事項を定める。

(1) 現地指揮所の設置場所について

北海道家畜伝染病防疫対策要綱の第2章のⅡの2の(1)の「(総合) 振興局家畜伝染病対策本部指揮室運営規程(案)」の第2条の4の(1)の①の現地指揮所を農場に近い場所へ配置するとした方針は、複数の農場での口蹄疫の発生に際し、各発生農場に対する状況把握又は指揮等の有用性を踏まえて位置を設定するものであり、必ずしも各農場ごとに指揮所を設置する、又は農場からの距離のみをもって設置場所を決定するものではない。

(2) 発生農場は所在しないが制限区域に指定された地域を管轄する(総合) 振興局が設置する対策本部について

北海道家畜伝染病防疫対策要綱の第2章の図3において、発生農場が管内に所在しないが、制限区域に指定された地域を管轄する(総合) 振興局は、原則として対策本部を設置することとしている。

当該対策本部については、特に制限区域の清浄性確認を確実に遂行するため、周辺農場防疫班の設置を優先的にとりすすめる。

(3) 臨時的な非常勤家畜防疫員の任命について

周辺農場の清浄性確認等、家伝法の執行にあたり家畜防疫員が不足する場合にあっては、非常勤家畜防疫員を任命して対応することが想定される。

同事務については、北海道事務決裁規程(昭和41年4月1日訓令第3号)に基づき各(総合) 振興局長の専決事項として事務を行うが、その事務量等を踏まえ、通常の事務分掌の中で対応が困難な場合にあっては、適宜(総合) 振興局内で分担しとりすすめる。

IV (総合) 振興局対策本部指揮室

1 農場防疫班

(1) 先遣隊 (計画)

ア 作業内容

- (ア) 発生農場における畜舎の構造、農場内外の状況及び埋却予定地を確認し、農場防疫班長(家保予防課長等)に報告する。
- (イ) 農場テントの設置場所や殺処分から埋却、清掃・消毒までの作業方法等を精査する。
- (ウ) 別途定める様式により農場防疫作業に係る防疫計画を精査、立案する。

イ 作業場所

発生農場

ウ 作業場所までの移動

家保又は(総合)振興局の公用車で移動する。

エ 人員構成

次の職員の中から、発生農場及び周辺農場の状況に明るい5～10名程度の職員で先遣隊(計画)を編成する。

- (ア) 当該農場を管轄する家保の防疫担当職員(作業終了後は農場統括係へ)
- (イ) 当該農場を管轄する(総合)振興局又は普及センターの畜産担当職員
- (ウ) 当該農場を管轄する(総合)振興局の農業土木担当職員
- (エ) 発生地在市町村職員
- (オ) 建設業業者の担当者

オ 作業手順

- (ア) 準備